

宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会規約第9条第4項の規定に基づき、宇治・城陽・宇治田原・井手合併任意協議会（以下「協議会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に班を置くことができる。

(職員)

第4条 事務局に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) その他の職員

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 その他の職員は、事務局長の命を受け、事務に従事する。

(会長の決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 協議会に提案する事案に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程等の制定改廃に関すること。
- (5) その他会長が特に重要であると認める事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、前条各号に掲げる会長の決裁事項以外の事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認める事項については、この限りでない。

(文書の取扱い)

第8条 事務局における文書の収受、配布、発送、保存その他文書に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印は、会長印とし、その名称、ひな型、書体、寸法及び用途は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、会長の属する市又は町の例によるものとする。

(職員の給与等)

第10条 職員の給与等については、当該職員の属する団体の負担とする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月10日から施行する。

別表(第9条第1項関係)

公印の名称	ひな型	寸法 (mm)	用途
宇治・城陽・ 宇治田原・ 井手合併 任意協議会 会長之印	略	24×24	会長名をもって発 する文書用